

「公益を増進するための活動を行うことができる体制」の確認について
(条例第2条第2項第2号関係)

1. 確認方法

認定区域内で活動する全ての自治会のうち、構成員とならない自治会がある場合は、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が、規約や活動計画書等により明確にされている必要があります。

体制が十分に構築されているか判断するにあたっては、「認定基準確認表」及び「連携・補完体制確認表」を用い、地域課題の具体的な共有方法や、各種団体や地域住民との連携・補完の方法について確認を行います。また、「各地区の自治会加入世帯数（別紙）」に基づき、体制に無理がないか検証し、認定基準を満たしているか、総合的に判断することとします。

2. 確認の流れ

① コミュニティから申請書等を受理します。【市】

【規則第2条】

- ・ 申請書 ※新規申請時のみ
- ・ 規約
- ・ 構成員の一覧を記載した書類
- ・ 市長が必要と認める書類：活動計画書、収支予算書、認定基準確認表（連携・補完体制確認表）

② 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催し、当該申請に対する処分についての諮問を行います。【市】

③ 認定基準確認表（連携・補完体制確認表）等により体制を確認します。「各地区の自治会加入世帯数」に基づき、体制に無理がないか検証し、答申（案）を作成します。【審議会】

④ 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会からの答申をいただきます。【市】

⑤ 答申を踏まえ、当該申請に対する処分（認定の可否）について、市長が決定を行います。【市】

3. その他

構成員にならない自治会に対する市の対応

認定区域で活動する全ての自治会がまちぢから協議会の構成員となることを原則としています。

市は、構成員にならない自治会があることを把握した場合には、当該自治会に対し、構成員にならない理由を確認した上で、まちぢから協議会の制度や目的について説明し、自治会側の意思を尊重しながら、加入促進に努めます。

また、個別の課題により当該自治会の加入が難しい場合は、課題解消が図られるよう助言等を行います。